

九 (略)	同法第九十 条第一項の 規定による 保有個人情報 の訂正の請 求若しくは 開示の請求 は同法第九 十八条第一 項の規定に よる保有個 人の保有情 報の訂正の 請求に係る 利用停止の 請求に係る 不作為に係 る審査請求 に対する処分
九 分 (略)	情報の開示 の請求、個人 情報の保護 条例第二十 二条の規定 による保有 個人情報 の訂正の請 求若しくは 個人情報の 開示の請求 は同法第九 十八条第一 項の規定に よる保有個 人の保有情 報の訂正の 請求に係る 利用停止の 請求に係る 不作為に係 る審査請求 に対する処分

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(保存年限の延長に係る経過措置)

2 この規則の施行前に広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号。以下「旧条例」という。）第十条、第二十三条及び第三十条の規定による請求があつた場合における文書等の管理については、なお従前の例による。

(専決事項に係る経過措置)

3 この規則の施行前に旧条例第九条、第二十二條又は第二十九条の規定による請求（以下「旧開示請求等」という。）がされた場合における同条例第十一条第一項若しくは第三項、第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項若しくは第二項の規定による決定（以下「旧開示決定等」という。）又は旧開示決定等若しくは旧開示請求等に係る不作為に係る不服申立てにおける専決については、なお従前の例による。